

○和光市特別職報酬等審議会条例

昭和 4 2 年 7 月 1 日

条例第 1 9 号

改正 昭和 4 5 年 1 0 月 3 日条例第 2 9 号

昭和 4 6 年 8 月 1 7 日条例第 3 1 号

昭和 4 9 年 1 2 月 1 6 日条例第 4 5 号

平成 4 年 1 2 月 2 4 日条例第 2 3 号

平成 9 年 1 2 月 2 4 日条例第 1 2 号

平成 1 9 年 2 月 2 2 日条例第 1 号

平成 1 9 年 1 2 月 6 日条例第 2 3 号

平成 2 0 年 8 月 2 8 日条例第 3 8 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、和光市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内公共的団体等の役員
- (2) 市内在住の知識経験を有する者
- (3) 公募による市民

2 委員は、当該諮問に係る事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年条例第31号）

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第23号）

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第12号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第23号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第38号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

地方議会議員の職務・職責と給与等について

1. 議員の職務・職責と議員活動

- ・議員は、首長と同じく直接選挙を経て、首長と対等・平等の関係に立つ議事機関（議会）を構成する。各議員は、議会という合議体としての「監視機能」「調査機能」「政策形成機能」を適切に発揮するため、住民の代表者として自主的・自立的に判断し、多様な議員活動を行う。
- ・議員の活動は、一般的な公務とは異なり、時間的・場所的に限定されるものではない。（議会会期内や議場内の活動だけでなく、調査研究や住民意思の把握による民意の吸収と集約、反映など、会期外・議場外の活動等も広く行われている。）
- ・行政事務の広範多様化、高度専門化に伴い、議員活動領域も拡大しつつある。

2. 議員活動に対する給与等（公費の支出）

- ・議員報酬（地方自治法第203条第1項）
- ・費用の弁償（地方自治法第203条第2項）
- ・期末手当（地方自治法第203条第3項）
- ・政務活動費（地方自治法第100条第14項）

3. 議員報酬額の決定方法

- ・議員報酬額の決定に当たっては、一般職の職員のような、法的な根拠や原則、勧告制度があるわけではない。
※一般職…職務給の原則・情勢適応の原則・均衡の原則（地方公務員法）、人事院勧告や人事委員会勧告の制度など
- ・現実的には、議員報酬額は、自治体の規模や地域の事情等に応じて決められることが一般的である。

和光市議会議員の活動内容

1 議会活動（令和6年）

○定例会

- ・ 3月定例会（市長提出議案31件、議員提出議案4件、総括質疑、一般質問）
本会議11日 総務環境常任委員会2日、文教厚生常任委員会1日、予算決算常任委員会（分科会含む）6日
- ・ 6月定例会（市長提出議案20件、議員提出議案2件、陳情2件、総括質疑、一般質問）
本会議7日 総務環境常任委員会1日、文教厚生常任委員会1日、予算決算常任委員会（分科会含む）4日
- ・ 9月定例会（市長提出議案34件、陳情1件、総括質疑、一般質問）
本会議7日 総務環境常任委員会3日、文教厚生常任委員会3日、予算決算常任委員会（分科会含む）8日
- ・ 12月定例会（市長提出議案22件、議員提出議案1件、陳情1件、総括質疑、一般質問）
本会議7日 総務環境常任委員会2日、文教厚生常任委員会1日、予算決算常任委員会（分科会含む）4日

○議会運営委員会 31回（定例会以外でも実施、議会改革を含む。）

○その他の会議、活動

- ・ 会派代表者会議 11回
- ・ 全員協議会 13回
- ・ 議員研修会 4回
 - 「自治体議員のコンプライアンス」(8/8)
 - 「ハラスメント防止における議会のあり方」(10/28)
 - 「発達障害の社会のハードルについて学ぶ」(1/19)
 - 「市民から信頼される議会」(1/19)
- ・ 議会報告会 2回
 - 議会体験会 (5/25)
 - 議会報告会 (11/9)
- ・ 先進地視察 2回
 - 文教厚生常任委員会行政視察 (10/21.22 滋賀県高島市・兵庫県尼崎市)
 - 総務環境常任委員会行政視察 (7/16.17 福井県永平寺町・石川県小松市、金沢市)
- ・ 市議会だより
 - 広報わこうと同時配布で定例会ごとに年4回発行

2 議長の公務（令和6年度）

令和6年4月～令和7年3月 201日

（全国市議会議長会、関東市議会議長会、埼玉県市議会議長会、埼玉県市議会第5区議長会、朝霞地区議長会、その他（議会、市主催しなど））

3 議員活動

- ・会派会議
- ・会派による研修会参加
- ・個人による研修会参加
- ・議案や質問に関する調査、研究
- ・市主催行事への参加
- ・各種団体会議、行事への参加
- ・議会報告会（会派）
- ・議会懇親会（会派）
- ・市民相談
- ・広報紙の発行（個人）
- ・行政への要望活動
- ・地元自治会活動への参加

県内各市の市長等給料額一覧（令和7年4月1日現在）【人口規模順】

※給料月額は減額等は考慮せず、不在でも条例上あれば記載。
※年間支給額は、給料及び手当（通勤手当を除く。）を記載。
※「★」は、和光市と同じ類似団体類型区分（市Ⅱ－3）。

資料4

市名	区分	住基人口		財政力指数		市長			副市長			教育長			期末手当	市長		副市長		教育長	
		順位	(人)	順位	R5	順位	月額(円)	改定	順位	月額(円)	改定	順位	月額(円)	改定	(月)	順位	年間支給額(円)	順位	年間支給額(円)	順位	年間支給額(円)
さいたま市	政令指定都市	1	1,351,872	5	0.952	1	1,229,000	R6.4.1	1	966,000	R6.4.1	2	804,000	R6.4.1	3.45	1	23,871,480	1	18,763,100	1	15,616,494
川口市	中核市	2	607,943	8	0.932	2	1,146,000	H7.12.1	2	942,000	H7.12.1	1	814,000	H7.12.1	2.90	2	20,167,536	3	16,577,504	3	14,324,934
川越市	中核市	3	352,673	6	0.939	3	1,073,000	H10.4.1	3	896,000	H10.4.1	3	801,000	H10.4.1	4.60	3	20,114,886	2	16,796,774	2	15,015,866
所沢市	施行時特例市	4	342,296	6	0.939	6	1,029,000	H21.4.1	5	876,000	H21.4.1	5	781,000	H21.4.1	4.60	6	18,028,080	5	15,347,520	5	13,683,120
越谷市	中核市	5	341,992	11	0.876	4	1,051,000	H28.4.1	4	882,000	H28.4.1	4	782,000	H28.4.1	4.60	4	18,413,520	4	15,452,640	4	13,700,640
草加市	施行時特例市	6	252,163	10	0.890	5	1,040,000	H12.4.1	6	875,000	H12.4.1	7	750,000	H12.4.1	4.60	5	18,220,800	6	15,330,000	9	13,140,000
上尾市	一般市	7	230,211	12	0.875	27	900,000	H7.1.1	30	750,000	H7.1.1	31	695,000	H7.1.1	4.60	25	15,768,000	30	13,140,000	31	12,176,400
春日部市	施行時特例市	8	229,367	35	0.709	7	985,000	R7.4.1	7	834,000	R7.4.1	6	763,000	R7.4.1	4.60	8	17,257,200	7	14,611,680	7	13,367,760
熊谷市	施行時特例市	9	190,341	16	0.820	12	945,000	R6.4.1	11	796,000	R6.4.1	11	733,000	R6.4.1	4.60	9	17,053,092	9	14,364,298	8	13,227,425
新座市	一般市	10	166,392	12	0.875	19	918,000	H15.12.1	25	767,000	H15.12.1	26	702,000	H15.12.1	3.45	21	16,298,172	22	13,617,318	26	12,463,308
久喜市	一般市	11	150,706	18	0.810	10	957,000	H28.4.1	10	805,000	H28.4.1	10	737,000	H28.4.1	4.60	15	16,766,640	15	14,103,600	14	12,912,240
狭山市	一般市	12	147,820	15	0.846	8	970,000	H9.10.1	8	815,000	H9.10.1	7	750,000	H9.10.1	4.50	14	16,878,000	14	14,181,000	13	13,050,000
朝霞市	一般市	13	145,984	4	0.967	13	939,000	R7.4.1	12	795,000	R7.4.1	12	729,000	R7.4.1	4.60	18	16,451,280	17	13,928,400	16	12,772,080
入間市	一般市	14	142,880	14	0.870	17	931,000	H10.4.1	17	783,000	H10.4.1	18	720,000	H10.4.1	4.60	12	16,963,565	10	14,266,886	10	13,118,976
戸田市	一般市	15	142,182	1	1.225	8	970,000	H15.3.1	9	814,000	H15.3.1	9	746,000	H15.3.1	4.60	11	16,994,400	11	14,261,280	12	13,069,920
三郷市	一般市	16	142,041	9	0.911	11	950,000	H15.12.1	15	790,000	H15.12.1	18	720,000	H15.12.1	4.60	16	16,644,000	20	13,840,800	21	12,614,400
深谷市	一般市	17	140,418	33	0.710	21	910,000	H18.1.1	29	755,000	H18.1.1	37	683,000	H18.1.1	4.60	13	16,899,792	16	14,021,256	22	12,597,251
鴻巣市	一般市	18	117,473	39	0.655	14	937,000	H29.4.1	14	791,000	H29.4.1	14	725,000	H29.4.1	4.60	19	16,416,240	19	13,858,320	18	12,702,000
ふじみ野市	一般市	19	114,506	28	0.760	32	879,000	H27.4.1	33	745,000	H27.4.1	35	689,000	H27.4.1	4.60	31	15,400,080	33	13,052,400	36	12,071,280
富士見市	一般市	20	113,455	24	0.784	20	911,000	H30.4.1	21	776,000	H30.4.1	18	720,000	H30.4.1	4.10	30	15,414,120	31	13,129,920	30	12,182,400
加須市	一般市	21	111,840	31	0.721	21	910,000	H22.3.22	18	782,000	H22.3.22	21	719,000	H22.3.22	4.60	17	16,580,928	12	14,248,666	11	13,100,755
★坂戸市	一般市	22	99,404	25	0.780	15	935,000	R7.4.1	13	793,000	R7.4.1	12	729,000	R7.4.1	4.60	20	16,381,200	18	13,893,360	16	12,772,080
★八潮市	一般市	23	93,663	3	1.007	23	905,000	H28.4.1	22	775,000	H28.4.1	14	725,000	H28.4.1	4.60	23	15,855,600	23	13,578,000	18	12,702,000
★東松山市	一般市	24	91,065	22	0.795	25	904,000	H5.12.1	32	747,000	H5.12.1	35	689,000	H5.12.1	4.60	7	17,580,268	8	14,527,058	6	13,399,120
★和光市	一般市	25	84,677	2	1.050	36	852,000	R5.4.1	36	730,000	R5.4.1	28	698,000	R5.4.1	4.40	39	14,722,560	37	12,614,400	37	12,061,440
★飯能市	一般市	26	77,730	36	0.700	18	930,000	H9.10.1	16	785,000	H9.10.1	14	725,000	H9.10.1	4.60	22	16,293,600	21	13,757,200	18	12,702,000
行田市	一般市	27	77,426	38	0.660	16	933,000	H8.4.1	19	780,000	H8.4.1	26	702,000	H8.4.1	4.35	10	17,030,236	13	14,237,496	15	12,813,746
本庄市	一般市	28	76,429	32	0.720	29	890,000	H18.1.10	28	756,000	H18.1.10	29	697,000	H28.4.1	4.55	28	15,539,400	29	13,199,760	32	12,169,620
★蔵市	一般市	29	76,357	17	0.819	30	885,000	H6.7.1	22	775,000	H6.7.1	22	715,000	H6.7.1	4.60	29	15,505,200	23	13,578,000	24	12,526,800
★志木市	一般市	30	76,216	21	0.797	35	868,000	H31.4.1	26	764,000	H31.4.1	17	722,000	H31.4.1	4.50	35	15,103,200	28	13,293,600	23	12,562,800
★桶川市	一般市	31	74,107	29	0.740	26	902,000	H31.4.1	24	770,000	H31.4.1	24	714,000	H31.4.1	4.60	24	15,803,040	26	13,490,400	25	12,509,280
★吉川市	一般市	32	72,351	23	0.790	37	845,000	H23.12.1	38	715,000	H23.12.1	38	677,000	H23.12.1	4.60	36	14,804,400	38	12,526,800	38	11,861,040
★鶴ヶ島市	一般市	33	69,675	20	0.805	33	873,000	H8.1.1	34	741,000	H8.1.1	32	694,000	H8.1.1	4.60	33	15,294,960	34	12,982,320	33	12,158,880
★北本市	一般市	34	65,109	30	0.731	27	900,000	H24.4.1	27	760,000	H24.4.1	25	703,000	H24.4.1	4.60	25	15,768,000	27	13,315,200	28	12,316,560
★蓮田市	一般市	35	61,069	33	0.710	37	845,000	H19.4.1	40	712,000	H19.4.1	40	665,000	H19.4.1	4.60	36	14,804,400	40	12,474,240	40	11,650,800
秩父市	一般市	36	56,848	40	0.550	31	880,000	H17.4.1	31	749,000	H17.4.1	33	693,000	H17.4.1	4.55	32	15,364,800	32	13,077,540	35	12,099,780
★日高市	一般市	37	54,037	19	0.807	34	871,000	R5.4.1	34	741,000	R5.4.1	34	692,000	R5.4.1	4.60	34	15,259,920	34	12,982,320	34	12,123,840
羽生市	一般市	38	53,517	27	0.768	23	905,000	H18.8.1	20	778,000	H18.8.1	22	715,000	H18.8.1	4.50	27	15,747,000	25	13,537,200	27	12,441,000
★白岡市	一般市	39	52,325	26	0.770	39	843,000	R7.4.1	39	714,000	R7.4.1	39	667,000	R7.4.1	4.60	38	14,769,360	39	12,509,280	39	11,685,840
幸手市	一般市	40	48,630	37	0.680	40	839,000	H29.4.1	37	727,000	H29.4.1	30	696,000	H29.4.1	4.60	40	14,699,280	36	12,737,040	29	12,193,920
平均							934,625			788,675			722,025		4.47		16,573,206		13,980,114		12,791,445

県内各市の議員報酬額一覧（令和7年4月1日現在）【人口規模順】

※報酬月額に減額等は考慮していない。

※年間支給額は、給料及び手当（通勤手当を除く。）を記載。

※「★」は、和光市と同じ類似団体類型区分（市Ⅱ－3）。

資料5

市 名	区分	住基人口		財政力指数		議員 定数	議 長			副議長			常任委員長			議 員			期末手当 (月)	議 長		副議長		常任委員長		議 員	
		順位	(人)	順位	R5		順位	月額 (円)	改定	順位	月額 (円)	改定	順位	月額 (円)	改定	順位	月額 (円)	改定		順位	年間支給額 (円)	順位	年間支給額 (円)	順位	年間支給額 (円)	順位	年間支給額 (円)
さいたま市	政令指定都市	1	1,351,872	5	0.952	60	1	992,000	R6.4.1	1	886,000	R6.4.1				1	819,000	R6.4.1	3.45	1	16,866,480	1	15,064,214		0	1	13,925,046
川口市	中核市	2	607,943	8	0.932	42	2	748,000	R1.10.1	2	684,000	R1.10.1				2	641,000	R1.10.1	3.70	2	12,989,020	2	11,877,660		0	2	11,130,965
川越市	中核市	3	352,673	6	0.939	36	5	641,000	H10.4.1	4	588,000	H10.4.1				3	576,000	H10.4.1	4.60	5	11,230,320	4	10,301,760	1	10,091,520	3	10,091,520
越谷市	中核市	5	341,992	11	0.876	32	4	657,000	H28.4.1	3	591,000	H28.4.1				4	575,000	H28.4.1	4.60	4	11,510,640	3	10,354,320		0	4	10,074,000
所沢市	施行時特例市	4	342,296	6	0.939	37	3	660,000	H8.4.1	5	580,000	H8.4.1	1	560,000	H8.4.1	5	560,000	H8.4.1	4.60	3	11,563,200	5	10,161,600	2	9,811,200	5	9,811,200
草加市	施行時特例市	6	252,163	10	0.890	28	8	540,000	H12.4.1	7	505,000	H12.4.1				7	470,000	H12.4.1	4.60	8	9,460,800	7	8,847,600		0	7	8,234,400
春日部市	施行時特例市	8	229,367	35	0.709	30	9	539,000	R7.4.1	8	479,000	R7.4.1				9	451,000	R7.4.1	4.60	9	9,443,280	8	8,392,080		0	8	7,901,520
上尾市	一般市	7	230,211	12	0.875	30	11	505,000	H7.1.1	10	460,000	H7.1.1	5	445,000	H7.1.1	11	435,000	H7.1.1	4.60	11	8,847,600	10	8,059,200	6	7,796,400	11	7,621,200
熊谷市	施行時特例市	9	190,341	16	0.820	30	7	548,000	R6.4.1	9	475,000	R6.4.1	3	463,000	R6.4.1	8	455,000	R6.4.1	4.60	7	9,600,960	9	8,322,000	4	8,111,760	9	7,671,600
新座市	一般市	10	166,392	12	0.875	26	23	463,000	H15.10.1	19	420,000	H15.10.1			M33.1.0	20	400,000	H15.10.1	3.45	36	7,472,820	28	6,778,800		6,456,000	28	6,456,000
久喜市	一般市	11	150,706	18	0.810	27	16	483,000	H28.4.1	15	433,000	H28.4.1	8	422,000	H28.4.1	15	410,000	H28.4.1	4.60	16	8,462,160	15	7,586,160	9	7,393,440	15	7,183,200
狭山市	一般市	12	147,820	15	0.846	22	10	510,000	H16.1.1	10	460,000	H16.1.1	4	450,000	H16.1.1	10	440,000	H16.1.1	4.50	10	8,874,000	11	8,004,000	5	7,830,000	10	7,656,000
入間市	一般市	14	142,880	14	0.870	22	13	493,000	H10.4.1	13	440,000	H10.4.1	7	424,000	H10.4.1	14	414,000	H10.4.1	4.60	13	8,637,360	13	7,708,800	8	7,428,480	14	7,253,280
朝霞市	一般市	13	145,984	4	0.967	24	18	477,000	R7.4.1	22	416,000	R7.4.1	15	404,000	R7.4.1	22	393,000	R7.4.1	3.75	25	7,870,500	26	6,864,000	21	6,666,000	26	6,484,500
三郷市	一般市	16	142,041	9	0.911	24	15	490,000	H13.1.1	12	450,000	H13.1.1	6	440,000	H13.1.1	12	430,000	H13.1.1	4.50	15	8,526,000	12	7,830,000	7	7,656,000	12	7,482,000
深谷市	一般市	17	140,418	33	0.710	24	14	492,000	H19.5.1	17	428,000	H19.5.1	11	418,000	H19.5.1	18	403,000	H19.5.1	4.60	14	8,619,840	16	7,498,560	12	7,323,360	17	7,060,560
戸田市	一般市	15	142,182	1	1.225	25	6	579,000	R7.4.1	6	529,000	R7.4.1	2	494,000	R7.4.1	6	489,000	R7.4.1	4.60	6	10,144,080	6	9,268,080	3	8,654,880	6	8,567,280
鴻巣市	一般市	18	117,473	39	0.655	24	26	450,000	H29.4.1	27	400,000	H29.4.1	20	382,000	H29.4.1	28	370,000	H29.4.1	4.60	24	7,884,000	24	7,008,000	20	6,692,640	24	6,605,040
ふじみ野市	一般市	19	114,506	28	0.760	21	22	464,000	H27.4.1	23	410,000	H27.4.1	16	396,000	H27.4.1	24	382,000	H27.4.1	4.60	21	8,129,280	21	7,183,200	16	6,937,920	22	6,692,640
富士見市	一般市	20	113,455	24	0.784	21	26	450,000	H30.4.1	27	400,000	H30.4.1				25	379,000	H30.4.1	4.25	27	7,695,000	27	6,840,000		0	27	6,480,900
加須市	一般市	21	111,840	31	0.721	25	25	452,000	H22.3.22	25	404,000	H22.3.22	18	388,000	H22.3.22	26	378,000	H22.3.22	4.60	23	7,919,040	23	7,078,080	18	6,797,760	23	6,622,560
坂戸市	一般市	22	99,404	25	0.780	20	12	495,000	R7.4.1	14	434,000	R7.4.1	9	421,000	R7.4.1	15	410,000	R7.4.1	4.60	12	8,672,400	14	7,603,680	10	7,375,920	15	7,183,200
八潮市	一般市	23	93,663	3	1.007	21	24	460,000	R7.4.1	19	420,000	R7.4.1	14	405,000	R7.4.1	20	400,000	R7.4.1	4.60	22	8,059,200	18	7,358,400	14	7,095,600	19	7,008,000
東松山市	一般市	24	91,065	22	0.795	21	20	470,000	H13.4.1	21	417,000	H13.4.1	13	412,000	H13.4.1	19	402,000	H13.4.1	4.60	18	8,234,400	19	7,305,840	13	7,218,240	18	7,043,040
和光市	一般市	25	84,677	2	1.050	18	29	437,000	R5.4.1	29	392,000	R5.4.1	21	377,000	R5.4.1	29	367,000	R5.4.1	3.30	40	6,974,520	38	6,256,320	32	6,016,920	39	5,857,320
行田市	一般市	27	77,426	38	0.660	20	17	482,000	H8.4.1	16	429,000	H8.4.1	12	416,000	H8.4.1	17	407,000	H8.4.1	4.15	20	8,184,360	20	7,284,420	15	7,063,680	20	6,910,860
飯能市	一般市	26	77,730	36	0.700	19	20	470,000	H9.10.1	23	410,000	H9.10.1	17	395,000	H9.10.1	23	385,000	H9.10.1	4.60	18	8,234,400	21	7,183,200	17	6,920,400	21	6,745,200
本庄市	一般市	28	76,429	32	0.720	21	38	425,000	H18.1.10	35	374,000	H18.1.10	28	359,000	H18.1.10	34	353,000	H18.1.10	4.55	37	7,420,500	36	6,530,040	30	6,268,140	35	6,163,380
志木市	一般市	30	76,216	21	0.797	14	36	430,000	H31.4.1	33	378,000	H31.4.1	23	367,000	H31.4.1	31	357,000	H31.4.1	4.50	35	7,482,000	33	6,577,200	26	6,385,800	32	6,211,800
蕨市	一般市	29	76,357	17	0.819	18	19	475,000	H6.7.1	18	425,000	H6.7.1	10	420,000	H6.7.1	13	415,000	H6.7.1	4.60	17	8,322,000	17	7,446,000	11	7,358,400	13	7,270,800
桶川市	一般市	31	74,107	29	0.740	19	29	437,000	H8.4.1	30	384,000	H8.4.1	22	368,000	H31.4.1	30	358,000	H8.4.1	4.60	28	7,656,240	29	6,727,680	23	6,447,360	29	6,272,160
吉川市	一般市	32	72,351	23	0.790	20	35	431,000	H27.4.1	34	376,000	H27.4.1	26	362,000	H27.4.1	34	353,000	H27.4.1	4.60	33	7,551,120	32	6,587,520	27	6,342,240	33	6,184,560
鶴ヶ島市	一般市	33	69,675	20	0.805	18	31	433,000	H27.5.1	32	379,000	H27.5.1	24	365,000	H27.5.1	31	357,000	H27.5.1	4.60	29							

和光市の改定状況
※条例上の額（減額等は考慮しない）。

資料6

	市長	副市長	教育長	期末手当	備考	議長	副議長	常任委員長	議員	期末手当	備考
H11	847,000円	—	703,000円	4. 95月	H10. 4. 1から適用	417,000円	372,000円	357,000円	347,000円	3. 75月	H10. 4. 1から適用
H12	〃	—	〃	4. 75月		〃	〃	〃	〃	3. 60月	
H13	〃	—	〃	4. 70月		〃	〃	〃	〃	3. 55月	
H14	〃	—	〃	4. 65月		〃	〃	〃	〃	〃	
H15	〃	—	〃	4. 40月		〃	〃	〃	〃	〃	
H16	〃	—	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H17	〃	—	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H18	〃	—	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H19	〃	735,000円	〃	〃	H19. 4. 1から適用	〃	〃	〃	〃	〃	
H20	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H21	837,000円	725,000円	693,000円	4. 05月	H21. 12. 1から適用 市長△25%	〃	〃	〃	〃	3. 20月	H21. 12. 1から適用
H22	827,000円	715,000円	683,000円	3. 85月	H22. 12. 1から適用 市長△25%	〃	〃	〃	〃	3. 00月	H22. 12. 1から適用
H23	822,000円	711,000円	679,000円	〃	H23. 12. 1から適用 市長△25%	407,000円	362,000円	347,000円	337,000円	〃	H23. 4. 1から適用
H24	〃	〃	〃	〃	市長△25%、副市長△25%、 教育長△10% 期末手当△3%	〃	〃	〃	〃	〃	期末手当△3%
H25	〃	〃	〃	〃	市長△20%、副市長△20%、 教育長△10% 期末手当△3%	〃	〃	〃	〃	〃	期末手当△3%
H26	〃	〃	〃	〃	市長△20%、副市長△20%、 教育長△10%	〃	〃	〃	〃	〃	
H27	827,000円	715,000円	683,000円	〃	H27. 4. 1から適用 市長△20%、副市長△20%、 教育長△10%	417,000円	372,000円	357,000円	347,000円	〃	H27. 4. 1から適用
H28	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H29	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
H30	847,000円	725,000円	693,000円	4. 30月	H30. 4. 1から適用	427,000円	382,000円	367,000円	357,000円	3. 30月	H30. 4. 1から適用
H31	〃	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	
R2	〃	〃	〃	〃	市長△20%3月、副市長△10%2 月 自戒措置 市長△20%、副市長・教育長△ 10%3月 新型コロナ	〃	〃	〃	〃	〃	
R3	〃	〃	〃	4. 15月	R3. 11. 24から適用	〃	〃	〃	〃	〃	
R4	852,000円	730,000円	698,000円	4. 40月	R5. 4. 1から適用	437,000円	392,000円	377,000円	367,000円	〃	R5. 4. 1から適用

朝霞地区四市の改定等状況（令和7年4月1日現在）

資料7

※減額等は考慮していない。

		市長	副市長	教育長	議長	副議長	常任委員長	議員	備 考
和光市	現行	852,000円 R5.4.1	730,000円 R5.4.1	698,000円 R5.4.1	437,000円 R5.4.1	392,000円 R5.4.1	377,000円 R5.4.1	367,000円 R5.4.1	
	改定前	847,000円 H30.4.1	725,000円 H30.4.1	693,000円 H30.4.1	427,000円 H30.4.1	382,000円 H30.4.1	367,000円 H30.4.1	357,000円 H30.4.1	
	比較	5,000円	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
	率	0.6%	0.7%	0.7%	2.3%	2.6%	2.7%	2.8%	
	期末手当	4.40月	4.40月	4.40月	3.30月	3.30月	3.30月	3.30月	市長等 議員 給料×1.2×4.15 報酬月額×1.2×3.30
朝霞市	現行	939,000円 R7.4.1	795,000円 R7.4.1	729,000円 R7.4.1	477,000円 R7.4.1	416,000円 R7.4.1	404,000円 R7.4.1	393,000円 R7.4.1	
	改定前	930,000円 R1.10.1	788,000円 R1.10.1	722,000円 R1.10.1	473,000円 R1.10.1	412,000円 R1.10.1	400,000円 R1.10.1	390,000円 R1.10.1	
	比較	9,000円	7,000円	7,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,000円	
	率	1.0%	0.9%	1.0%	0.8%	1.0%	1.0%	0.8%	
	期末手当	4.60月	4.60月	4.60月	3.75月	3.75月	3.75月	3.75月	市長等 議員 給料×1.2×4.40 報酬月額×1.2×3.75
志木市	現行	868,000円 H31.4.1	764,000円 H31.4.1	722,000円 H31.4.1	430,000円 H31.4.1	378,000円 H31.4.1	367,000円 H31.4.1	357,000円 H31.4.1	
	改定前	828,000円 H24.4.1	729,000円 H24.4.1	690,000円 H24.4.1	420,000円 H11.4.1	368,000円 H11.4.1	357,000円 H11.4.1	347,000円 H11.4.1	
	比較	40,000円	35,000円	32,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
	率	4.8%	4.8%	4.6%	2.4%	2.7%	2.8%	2.9%	
	期末手当	4.50月	4.50月	4.50月	4.50月	4.50月	4.50月	4.50月	市長等 議員 給料×1.2×4.40 報酬月額×1.2×3.75
新座市	現行	918,000円 H15.12.1	767,000円 H15.12.1	702,000円 H15.12.1	463,000円 H15.10.1	420,000円 H15.10.1		400,000円 H15.10.1	
	改定前	947,000円 H13.4.1	791,000円 H13.4.1	724,000円 H13.4.1	490,000円 H13.4.1	445,000円 H13.4.1		423,000円 H13.4.1	
	比較	-29,000円	-24,000円	-22,000円	-27,000円	-25,000円		-23,000円	
	率	-3.1%	-3.0%	-3.0%	-5.5%	-5.6%		-5.4%	
	期末手当	3.45月	3.45月	3.45月	3.45月	3.45月		3.45月	市長等 議員 給料×1.2×4.40 報酬月額×1.2×3.75

和光市の財政指標

資料8

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市税収入額 (千円)	15,648,064	15,903,083	16,432,591	16,826,916	17,177,530
うち市民税 (個人) (千円)	7,063,393	7,104,840	7,250,529	7,444,420	7,329,079
うち市民税 (法人) (千円)	452,686	385,321	430,019	432,355	577,801
財政力指数	1.074	1.052	1.038	1.044	1.078
経常収支比率 (%)	90.4	89.2	89.9	91.6	92.0
普通会計職員数 (人)	394	400	402	413	425
職員一人当たり人口 (人)	214	209	209	205	200

※財政力指数とは、地方交付税の基準により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数です。この値が高いほど自主財源(地方公共団体が自ら調達できる財源)の割合が高く、財政力が高いこととなります。

※経常収支比率とは、人件費、扶助費及び公債費等の経常的に支出される経費に、地方税をはじめとする経常的収入の一般財源が充当される割合を示すもので、財政構造の弾力性を示すものです。通常は75%程度に分布するのが標準とされ、この率が低いほど弾力性に富んでおり、高いほど硬直化が懸念されます。

※令和7年度分はまだ示されていません

特別職の期末手当の支給率を一般職の期末・勤勉手当の支給率と同率に改定した場合の増加額

※給料月額に減額等は考慮せず記載。

※役職加算率は現行のままで算出して記載。

		市長	副市長	教育長	議長	副議長	常任委員長	議員
現行	月額(円)	852,000円	730,000円	698,000円	437,000円	392,000円	377,000円	367,000円
	期末手当(月)	4.40月	4.40月	4.40月	3.30月	3.30月	3.30月	3.30月
	年額(円)	14,722,560円	12,614,400円	12,061,440円	6,974,520円	6,256,320円	6,016,920円	5,857,320円
参考① 月額 +5,000円	月額(円)	857,000円	735,000円	703,000円	442,000円	397,000円	382,000円	372,000円
	期末手当(月)	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月
	年額(円)	15,066,060円	12,921,300円	12,358,740円	7,770,360円	6,979,260円	6,715,560円	6,539,760円
	現行との比較(年額円)	343,500円	306,900円	297,300円	795,840円	722,940円	698,640円	682,440円
	率	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
参考② 月額 +10,000円	月額(円)	862,000円	740,000円	708,000円	447,000円	402,000円	387,000円	377,000円
	期末手当(月)	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月	4.65月
	年額(円)	15,153,960円	13,009,200円	12,446,640円	7,858,260円	7,067,160円	6,803,460円	6,627,660円
	現行との比較(年額円)	431,400円	394,800円	385,200円	883,740円	810,840円	786,540円	770,340円
	率	0.01	0.01	0.01	0.02	0.03	0.03	0.03

※役職加算率は現行と同じもので計算

和 職 第 1 4 3 号
令和 5 年 1 月 1 2 日

和光市特別職報酬等審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

特別職の報酬等について（諮問）

和光市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料についてご審議いただきたいので、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 市議会議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

2 諮問理由

和光市の特別職の報酬等については、県内他市等と比較して低額であることに加え、当審議会については前回の開催から 5 年が経過しており、現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ、報酬・給料の額について改めて検討する必要があります。

また、和光市議会議長から、令和 4 年 1 1 月 7 日付け和議第 6 6 号の依頼文書において、審議会を開催し、議員報酬の見直しを求められていることから、現状の水準について、貴審議会の意見を求めます。

3 答申の期限

令和 5 年 2 月中旬までに答申をいただければ幸いです。

令和 5 年 3 月 8 日

和光市長 柴 崎 光 子 様

和光市特別職報酬等審議会会長 木 田 亮

特別職の報酬等について（答申）

令和 5 年 1 月 1 2 日、本審議会に対して諮問のありました、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、並びに、同日、依頼のありました特別職の期末手当の改定に関する意見について、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

和光市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、令和 5 年 1 月 1 2 日、市長から、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額について諮問を受けました。今回の諮問では、諮問理由の中で、当市の議員報酬の額及び市長等の給料の額が、県内他市と比較して低額であることに加え、前回の審議会開催から 5 年が経過していることから、現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ、報酬・給料の額について改めて検討する必要があるとの意向が示されました。また、議員報酬の額の見直しについて、和光市議会議長から当審議会の開催をし、議員報酬及び期末手当の見直しについて依頼があったことが市長から示されました。

条例上、期末手当については審議会の所掌事項とはなっていませんが、諮問事項と密接に関係することから、市議会議員及び市長等の期末手当の支給率を改定することについても、併せて、市長から意見を求められました。

審議会は、これらの諮問等を受けて、市議会議員及び市長等の職務・職責、他の地方公共団体との比較、市の財政状況や社会経済情勢等を総合的に検討し、慎重かつ公平に審議を行いました。

2 審議にあたっての視点

(1) 県内他市との比較

当市の市議会議員の報酬額及び市長等の給料額は、各役職とも、県内他市と比較してかなり低額であり、特に期末手当を含めた年収額では、県内全市中、下から2番目あるいは低水準となっています。

比較対象としては、様々な選択肢がありますが、県内他市、近隣の朝霞市・志木市・新座市との比較や、人口や産業構造が似通っている県内類似団体との比較についても、考慮する必要があります。

(2) 特別職の職務・職責及び勤務形態

市議会議員の報酬や市長等の給料は、その職務や職責に応じたものでなければならぬことは言うまでもありません。市議会議員と市長は、公選職であり、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していくことが必要です。

また、市議会議員は非常勤であり、常勤の市長等とは勤務形態が異なっており、その職務に対する反対給付である報酬と給料の性質の違いも考慮する必要があります。

(3) 市の財政状況

当市は、平成28年度から、単年度の財政力指数が1を超え、地方交付税の不交付団体になりました。県内の不交付団体は、当市を含めて4団体しかなく、自主財源の豊かさという点では、他自治体に比べて恵まれた状況にあります。

しかしながら、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、令和3年度が89.2%で、県内市平均の89.5%とほぼ同等の数値となっており、一般的に望ましいとされる75%には達していません。

また、今後の少子高齢化の一層の進展による社会保障関連経費の増大や、公共施設の老朽化対応、新たなインフラの整備等に要する経費を考慮すると、市財政は依然として厳しいものがあります。

(4) 社会経済情勢・市民感情

内閣府の令和5年1月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされており、一部の企業では賃上げに関する報道等も見られますが、生活者レベルでは、あまりそのような実感はなく、特別職の報酬等の審議に際しては、市民感情にも十分配慮する必要があります。

3 結論

(1) 報酬・給料月額、期末手当支給率

上記事項等について総合的に審議した結果、審議会として、次のとおり改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。

報酬・給料

役職	報酬月額又は給料月額		引上額
	改定前	改定後	
議長	427,000 円	437,000 円	10,000 円
副議長	382,000 円	392,000 円	10,000 円
常任・議会運営委員長	367,000 円	377,000 円	10,000 円
議員	357,000 円	367,000 円	10,000 円
市長	847,000 円	852,000 円	5,000 円
副市長	725,000 円	730,000 円	5,000 円
教育長	693,000 円	698,000 円	5,000 円

期末手当支給率

役職	期末手当年間支給率(月数)		引上率(月数)
	改定前	改定後	
議長	3.3 月	3.3 月	0 月
副議長			
常任・議会運営委員長			
議員			
市長	4.15 月	4.4 月	0.25 月
副市長			
教育長			

(2) 改定理由

当市の特別職の報酬等は、これまで、県内他市と比較してかなり低い額で推移しております。こうした状況下において、地方分権が一層進展し、地方の自主性への期待が高まる中で、市政運営を行っていくためには、その重責を担う特別職に対して相応の待遇を確保し、より多様な人材の中から選出できるような環境づくりを推進していく配慮が必要です。

市の諮問にあった現在の市政の状況、社会情勢及び近隣自治体の状況等を踏まえ

ると、増額改定が適当であるとの結論となりました。増額に当たっては、当市のこれまでの報酬額等の推移を考慮するとともに、市民感情等に配慮し、今回の結論に至りました。

(3) 改定の考え方

特別職の報酬等の検討に当たっては、報酬、給料、期末手当をそれぞれ別個に考えるのではなく、これらの合計である年収額をベースとし、議論を進めました。

当市の特別職の年収額は、どの役職においても、県内全市中、下から2番目あるいは低水準となっているため、まず、増額改定を行っていくことを基本とし、産業構造、人口規模が類似している団体間での比較や、朝霞市、志木市、新座市との比較を行いました。それぞれの比較において当市は市長等、市議会議員ともに年収ベースでは平均値より低いことから、増額を検討する上で、県内全域ではなく、特に当市と様々な点で関係の深い朝霞市、志木市、新座市との比較を基本とし、自治体規模、過去の改定状況、財政状況等を勘案して改定を行うこととしました。

当市の市長等、市議会議員の年収額はともに4市の比較でも最下位ではあるが、平均額に引上げるには差がありすぎ、また、自治体の規模や市民感情及び過去の増額等の経緯も踏まえると、市長等の給料月額については5,000円の引上げ、議員報酬の額については10,000円の引上げが妥当であるとの結論になりました。

期末手当については、市議会議員は報酬として支給を受ける非常勤の職であることから、生活給的な意味合いの強い期末手当の支給率の増額改定については慎重な意見が多く、現在の支給率を据え置くことが適当であるとの結論になりました。また、常勤である市長等の期末手当は、現在の一般職の期末・勤勉手当の支給率と同率に設定することが妥当であるとの結論になりました。年収ベースでの増加率としては、市長等が約2.5%、市議会議員が約2.8%となっています。

4 その他の意見

なお、今回、諮問とは別に意見を求められている、市議会議員及び市長等の期末手当の改定については、条例上、審議会の所掌事項になっていませんが、報酬と一体のものとして捉え、市民のチェックが働くよう、改定に際しては、引き続き、審議会に諮るよう求めるとともに、さらには、期末手当を特別職報酬等審議会の所掌事項として条例で定めることについて検討されるよう要望します。

以上

<和光市特別職報酬等審議会委員>

役職	氏名	所属団体等
会長	木田 亮	和光市自治会連合会会長
会長職務代理	田中 義久	元行政職員
委員	天野 正敏	あさか野農業協同組合理事
委員	斎藤 和康	和光市商工会会長
委員	杉尾 裕嗣	公募委員
委員	光實 圭一	税理士
委員	箕輪 純子	和光青色申告会副会長
委員	安多 信喜	連合埼玉朝霞・東入間地域協議会

敬称略・委員は 50 音順